

令和2年度
事業計画書

社会福祉法人 湯梨浜町社会福祉協議会

令和2年度 事業計画

1 基本方針

近年、少子高齢化・生産年齢人口の減少や介護・貧困・孤立の問題など福祉ニーズは多様化するとともに複雑化しており、制度ごとの支援や「支え手」・「受け手」という関係の支え合いから、分野をまたがった総合的な支援と地域住民や多様な主体が「丸ごと」つながる支援へと転換することが求められています。

このような状況の中、国は「地域共生社会」の実現に向けて、他人(ひと)事(ごと)を「我が事」に変えていくような働きかけや、複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築を掲げ、「地域包括ケアシステム」の強化を進めています。

こうした中、地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会の役割はますます大きくなってきています。そのため、本会としては、令和2年度も「第3次地域福祉活動計画」に掲げた事業・活動を着実に推進することを基本に、公私協働による福祉のコミュニティづくりの実現に向け、住民の福祉ニーズに柔軟に対応できるよう行政をはじめ関係機関、民間諸団体等と一層連携を深め、きめ細かな地域福祉活動の推進とネットワークづくりを推進し、住民参画による地域社会、福祉のまちづくりを積極的に進めます。

また、社会福祉法人制度改革に基づく経営組織のガバナンスや財務規律の強化に取り組みます。

これらを実現するため、全ての事業について、費用対効果、必要性・緊急性等の検証を徹底するとともに、継続、新規にかかわらず実施する目的を明確にし、事業ごとの目標値若しくは目標年度を設定するなど、時代に対応した弾力的な施策の展開に努めます。

2 重点目標

「一人ひとりが輝き、安心と共感を生む福祉のまちづくり」

ー公私協働による福祉コミュニティづくりー

- (1) みんなで支えあう地域づくり
- (2) 福祉の心を育む
- (3) 安心して利用できる福祉サービス
- (4) 見える社協づくり

3 実施事務・事業

【総務福祉課】

法人経営の基本事項である①法人の透明性、②説明責任、③法令遵守、④職業倫理、⑤危機管理⑥公益活動を徹底し、経営及びサービスの向上を目指します。

(1) 法人の経営

- ①理事会（年5回）・評議員会（年4回）・監査会（年2回）の開催
- ②内部金庫監査（年1回）
- ③正副会長会の開催（随時）
- ④定款及び諸規程の整備
- ⑤法人登記及び現況報告
 - * 定款変更及び資産総額変更登記
 - * 法人現況報告（HP掲載）
- ⑥職員業務経営会議（毎月2回）
- ⑦法令遵守、危機管理体制の徹底
- ⑧経営改革に係る組織及び事業の見直し
- ⑨社会福祉充実残額の算出及び社会福祉充実計画の策定（残額がある場合）
- ⑩各関係機関・団体との連絡調整

(2) 人事・労務・衛生管理

- ①人事考課、評価制度の実施
- ②適正な労働時間の管理、年次有給休暇の取得促進（働き方改革）
- ③職員の健康管理、感染症予防の啓発と実践（衛生委員会）
- ④職場環境の整備
- ⑤男女共同参画推進企業及びイクボス宣言企業としての推進
- ⑥障がい者雇用の促進

(3) 研修事業

- ①役員研修
 - * 市町村役員セミナー、緑陰大学、市町村社協会長・事務局長研修等の参加
- ②職員研修
 - * 全体研修、業務別研修、階層別研修（初任者・中堅職員・管理的職員研修）
 - * 人権教育、交通安全等の取り組み
 - * 専門職員実務研修への参加
 - * 県及び職能団体研修への参加
- ③職員資格取得及び更新の促進（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）

(4) 施設・備品管理

- ①経費節減への積極的な取り組み
 - * 節電・節水の実施
 - * 冷暖房の適切な温度設定
- ②保健福祉センター「つわぶき荘」の運営

③老人福祉センター東湖園の指定管理運営

(5)公用車の運行管理

(6)町との連携

＊町・社協連絡調整会（毎月1回）

＊町地域ケア会議の参加

＊町ケアマネネットワーク会議の参加（毎月1回）

(7)契約事務、会計事務、庶務全般

(8)会費の理解・募集、寄付金の收受

(9)調査・啓発事業

①広報紙「ふくし湯梨浜」の発行（隔月1回・全戸配布）

②ホームページによる情報発信、情報公表

③小地域福祉座談会の開催

④TCCや新聞等メディアの活用

⑤各種調査の実施（世帯類別調査等）

(10)地域福祉活動計画の評価

第3次地域福祉活動計画の見直し・評価（第4年次）

(11)相談・利用者支援事業

①苦情解決処理第三者委員会の開催

②意見箱の設置（つわぶき荘・東湖園・ハワイアロハホール・しじみの郷・ながせこども園）

③ふれあい総合相談所の受託運営

日常生活の困りごとや心配ごとの相談に応じ、適切な助言や専門機関への紹介を行うことにより町民の福祉の増進を図ります。

○心配ごと相談、人権相談、行政相談、法律相談（年12回）

○土地・財産相談（年4回）

④日常生活自立支援事業（権利擁護事業、県社協受託事業）

判断能力が低下した高齢者、知的・精神障がい者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行い、地域で安心した生活ができるよう支援します。

○相談の受付、計画作成と支援サービスの提供

○生活支援員の登録及び研修会の実施

○内部審査、保管物件検査の実施

○啓発広報活動

⑤生活困窮者自立支援事業（湯梨浜町受託事業）

『暮らしサポートセンター ゆりはま』

◆自立相談支援事業

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの自立を支援します。

○生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々の状況にあった支援計画を

作成し、必要なサービスにつなぐ

- 関係機関への同行訪問や就労支援員と連携した就労支援
- 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発
- 支援調整会議の開催（随時）
- フードサポート事業

◆家計改善支援事業

家計に問題を抱える方からの相談に応じ、家計の状況を「見える化」・再生の計画・個別のプランを作成することにより家計の改善を図ります。

- 家計管理に関する支援
- 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- 債務整理に関する支援

⑥多機関の協働による包括的支援体制構築事業（新規・湯梨浜町受託事業）

複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談支援体制を構築します。

⑦えんくるり事業（県社協、社会福祉法人共催事業）

生活困難者に対する相談支援事業

深刻な生活課題の解決に向け、既存の制度の対象とならない事業に対応するもの。

⑧生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、失業者世帯などへの相談と資金貸付

(12)小地域福祉活動

①福祉推進員及び愛の輪協力員の設置・運営

②緊急連絡カードの設置

③地域福祉推進協議会の運営

④保健福祉会の拡充

保健福祉会の会長（区長）をリーダーとして、生活不安や複雑な課題をみんなの問題として捉え話し合い、解決に向け地域で具体的な行動がとれるよう支援していきます。

また必要に応じて関係機関と連携をとり地域に根ざした保健福祉会を支援します。

- ・保健福祉会全自治会の設置推進
- ・見守り活動（一人暮らし高齢者世帯等）
- ・いきいきサロンの開催
- ・支え合いマップ（福祉・災害マップ）の新規・更新作成

- 新規マップ作成
- 更新マップ作成

⑤災害時要支援者対策促進事業（3自治会）

⑥災害時要支援者対策ステップアップ事業（2自治会）

⑦サロン世話人交流会等地域リーダーの養成・研修会の開催（年2回）

⑧保健福祉会会長会の開催（年1回）

⑨小地域福祉ネットワーク研修会の開催（年2回）

⑩生活支援コーディネーターの配置（町生活支援体制整備事業）

(13)在宅福祉サービス事業

①ボランティアによる食事サービス（羽合・東郷：配食、泊：会食）

○毎週1回、登録者51名

②まごころ配食（毎日型）サービス事業（町補助事業）

食事作りが困難な高齢者、障害者世帯等に対し、必要に応じ夕食を配食します。

○登録者：44世帯、延べ6,300食

③のりあいバス運行事業

高齢者世帯等を対象に、買物、通院等の移送を行います。

毎週金曜日（町内全域）運行を実施します。

○登録者：44名

④地域リハビリ・レク事業の実施

ボランティアや職員（PT等）が指導者となり積極的に集落に出かけ、簡単なリハビリ指導やタオル体操・レクリエーションなどを実施し介護予防の効果を上げるよう努めます。

⑤いこいの日事業（老人福祉センター東湖園）

社協版介護予防事業として、生きがいづくりや閉じこもり防止のため、軽スポーツ、レクリエーション、リハビリ体操、趣味活動などを実施します。

○登録者：35名、毎週木曜日

(14)地域支援事業及び障害者総合支援事業等の受託・補助運営

①高齢者筋力向上トレーニング事業

特定高齢者で運動機能の低下がある方を対象とし、週2回・週1回・卒業者支援の筋力トレーニングを実施し、より効果的な介護予防事業を推進します。

○週2回登録者：80名

○週1回登録者：40名

○卒業登録者：40名

②産後ヘルパー派遣事業

③障がい者相談支援事業

それぞれの障がいや状態に応じた計画作成を行い、支給の申請を行います。支給内容をもとにサービス利用や就労等の調整、支援を行います。

○登録予定数19名

④障がい者地域活動支援センター事業（みんなの家）

利用者が作業や野外活動、趣味活動、地域交流などの活動を通して、生きがいや楽しさを感じられるよう、一人ひとりの状況にあった支援を行います。

○登録者数10名、実施日数243日

⑤通学支援事業（町教育委員会受託）

羽合地域から泊小学校への通学支援（コンピューターの運行）

(15)ボランティアセンターの運営

ボランティア活動の場を地域へ広げ、町民が活動・交流する機会を提供します。

- ① ボランティア連絡協議会の運営
- ② ボランティアの登録・需給調整
- ③ ボランティア情報の提供
- ④ 各種ボランティア研修の開催（食中毒予防研修、調理研修等）
- ⑤ ボランティア団体の支援

(16)地域あんしんサービス「助さん」の運営

住民参加型福祉サービス（住民相互の助け合いによる有償サービス）「助さん」の啓発に努め、利用の拡大を図ります。

○依頼会員：65名、協力会員：38名、利用回数：20件

(17)福祉教育事業

幼・保・学校・地域等が一体となり福祉教育に取り組むことで、特に次世代を担う子どもたちを育てる一助とします。そのために職員が学校や地域に積極的に出向き疑似体験学習等を推進します。

- ① 福祉教育協力校の支援事業（町内小・中・高等学校）
- ② 町社会福祉大会の開催（時期：10月31日、会場：ハワイアロハホール予定）
- ③ 福祉体験学習の開催
 - 夏休み体験学習、ボランティアスクール（参加者：85名）
 - 高齢者・車いす疑似体験等（年間5回開催）
- ④ 疑似体験養成研修会（年1回、受講者：15名）
- ⑤ 各種講座・研修会への派遣（緑陰大学、県民社会福祉大会等）

(18)住民福祉援護事業

- ① 高齢者体力づくり大会の協力
- ② 高齢者グラウンド・ゴルフ大会の協力
- ③ 住民援護器具の貸し出し（祭壇、イベント用具等）
- ④ 介護用具の貸し出し（車いす）
- ⑤ 一人暮らし高齢者の集い（各地域ごとに開催）
- ⑥ マイクロバスの運行

(19)当事者団体の事務局

- ① 高齢者クラブ連合会
- ② 身体障害者福祉協会
- ③ 三幸会（障がい者育成団体）

【在宅福祉課】

(1)在宅福祉課各種会議、研修会の開催

情報共有や事業所の課題とその解決策を協議し、サービスの質を高めるとともに業務負担軽減や効率的で働きやすい職場環境づくりの検討を行います。また、研修会や検討

会を継続して開催し、職員のレベルアップに努め、法令遵守、危機管理、事故防止等適切に事業運営を行います。

①在宅福祉課会議

○開催回数：毎月2回

②各事業所業務検討会

○開催回数：毎月1回

③各事業所内部研修会

○開催回数：毎月1回（必要に応じて随時）

④在宅福祉課全職員研修会

○開催回数：年間3回

⑤各事業所外部研修会

○参加回数：年間56回

(2)社協らしい介護保険事業及び介護予防・日常生活支援総合事業等の実施

介護給付費抑制により、事業収益増は期待できず、事業運営はますます厳しいものとなりますが、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、自立支援・介護予防の視点で個々のニーズに合った適切なサービス提供を行い、インフォーマルサービスを導入する等、職員一人ひとりが利用者の想いに寄り添い、積極的にニーズに対応できる姿勢と専門職としての質の向上を図り、各関係機関と連携し、地域で支え合いながら在宅で安心して生活できるように支援していきます。

① 居宅介護支援事業

○居宅介護支援プラン件数：126件

○介護予防プラン件数：23件

○要介護認定調査件数：28件（年間）

② 訪問介護（介護・総合）事業

○訪問介護登録者数：20人

○総合事業登録者数：19人

○ヘルパー買物同行サービス（介護保険外）利用者数：6人

○産前産後ヘルパー派遣事業（地域支援事業）

③ 通所介護（介護・総合）事業（泊・東郷）

泊通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業所として家庭的な環境の中で利用者となじみの関係を構築し、地域のサロン等との交流やボランティア等地域住民の協力をいただきながら地域とのつながりを強化します。

東郷通所介護事業所は、介護予防の観点から理学療法士による個々の利用者にあった有効なリハビリを強化実施し、アクティビティ活動の充実を図り、ADL・IADLの維持向上に努めます。

（泊通所介護事業所）

○通所介護登録者数：23人

○総合通所介護登録者数：5人

(東郷通所介護事業所)

○通所介護登録者数：35人

○総合通所介護登録者数：22人

④小規模多機能型居宅介護(介護予防)事業 『しじみの郷』

地域密着型介護サービスの一翼を担い、利用者や家族のニーズに対応し、通い・訪問・宿泊のサービスで24時間365日切れ目なく暮らしを支えます。地域の方との交流や認知症の方への理解を深められるよう「カフェしじみ」を継続実施していきます。

また、他の小規模多機能型居宅介護事業所との交流を通して、情報交換や事業所としての研鑽を積み、サービスの質の向上に繋がります。

○登録者数：16人(要介護15人、要支援1人)

(3)障害者総合支援事業の実施

障がい者が住み慣れた地域で生活するために、障害者総合支援法に基づき、関係機関との連携を図り、生きがいや楽しさを感じられる個別性を重視した細やかなサービス提供を行います。また、障がい者がスムーズに地域移行できるように関係機関との連携を図り、適切な対応ができるよう職員の資質向上に努めます。

① 居宅介護(重度訪問介護)事業

○登録者：15人

② 日中一時支援事業(泊・東郷障がい者デイサービス)

(泊デイサービス)

○登録者：2人

(東郷デイサービス)

○登録者：6人

(4)利用者本位のサービス提供

① サービス満足度調査の継続実施とサービスの質の向上

② リスクマネジメントの強化による業務改善の実施

③ インフォーマルサービスとの連携調整

(5)人材確保と人材育成

① 研修会への積極的な参加と復命研修の充実

② 資格取得勧奨

【ながせこども園】

《湯梨浜町教育保育理念》

「自律のめばえを育む保育をめざす」

《ながせこども園基本方針》

「一人一人の発達の道筋を重視し、しなやかな心と体を育て、自立から自律へと導いていく」

《ながせこども園教育・保育目標》

「心身ともに健やかでたくましく、豊かな感性と主体的に行動する力を育む」

(1)認定こども園（保育所型）の施設

教育認定（1号） 満3歳以上で、2号認定以外の子ども

保育認定（2号） 満3歳以上で、保護者の就労や疾病、その他の理由により保育を必要とする子ども

保育認定（3号） 満3歳未満で、保護者の就労や疾病、その他の理由により保育を必要とする子ども

(2)町受託運営

①ながせこども園 定員 140名

② 通常保育時間

教育認定(1号) 教育標準時間 8時30分～15時30分

保育認定(2号・3号) 保育短時間 8時30分～16時30分

保育標準時間 7時30分～18時30分

③特別保育事業

*延長保育(有料)

保育認定(2号・3号) 保育短時間 7時～8時30分

16時30分～19時30分

保育標準時間 7時～7時30分

18時30分～19時30分

*一時預かり事業(有料)

教育認定(1号) 教育標準時間 7時～8時30分

15時30分～19時30分

土曜日・春休み・夏休み・冬休み(年末年始除く)

7時～19時30分

*乳幼児保育・・・0歳児の乳幼児（概ね生後8週目）から入園可能。

*障がい児保育・・・専門機関と連携をとりながら、一人一人に適した支援を行う。

*一時保育・・・未就園児の冠婚葬祭や病気、出産などで緊急に子どもを預けたい家庭を対象に保育を行う。

*子育て支援・・・オープンデー

未就園の親子を対象に、園を開放し遊びの場を提供する。

また、子育ての悩みや相談に応じる。

離乳食試食会

未就園の親子を対象に、園の離乳食の形状を見てもらったり試食してもらったりする。

また、食事についての相談に応じる。

子育てサロン

地域の子どもと親、祖父母などを対象に、子育てについての情報交換や相談に応じる。

*休日・病児・病後児保育・・・町が倉吉市の園・病院に委託。

(3)学校評価制の導入

*自己評価を行い教育・保育を振り返る。

評価評議員会で教育保育の評価を行い、より良い「こども園」運営を行っていく。

*小学校との接続や連携を深め、教育保育の充実を図る。

*職員の研修を深め、教育保育の質の向上を図る。

(4)具体的な取組

① 園評価

評価員・評議員合同会（年2回）・中間報告（年1回）重点目標によるクラス
評価・園公開・保護者アンケート（各行事、年度末）アンケート回答・職員
の自己評価（年2回）

② 各会議と職員間の連携

職員会（月1回）園内研修（月1回） 全職員
代表者会（保育協議）・ケース会（事例研究）（月2回） 各クラス1名
以上児会・未満児会（各担任）・発達支援会議・

③ 教育関係者・外部講師・指導員による研修

町計画訪問・中部地区要請訪問・公開保育など
職員園内研修・・・リズム運動・絵画・保育士スキルアップ研修など
園児・・・リズム運動・英語・サッカー・野球・音楽
絵本の読み聞かせ・命の話など

外部各研修会・・・幼児教育保育相互理解研修（他園一日保育体験）・
幼保合同研修会・県教育センター専門研修・
島根さくらんぼリズム実践園研修・就学前教育研修・
人権保育研修会・発達支援研修会・保育教諭研修会・
感染症食中毒防止研修会 他

④ 町内園との連携

園長会・人権保育担当者会・各年齢別研究会・食育検討会・献立委員会・
羽合地域年長児交流会・就学前研修会公開保育

⑤ 小学校との連携

年長児引き継ぎ会・園小学校連絡会・小学校教諭園訪問・小学校5年生との
交流・小学校1年生との交流・体験入学・発達支援児及び気になる子の移行
支援会議

⑥ 関係機関との連携

町子育て支援課・保こ小中連絡会・町人権教育推進協議会
障がい児や要保護児の専門機関（エール、中部療育園、倉吉東こどもの発達
デイサービスセンター、鳥取県立総合療育センター・倉吉児童相談所など）

⑦ 家庭との連携・啓発

家庭訪問・連絡ノートを活用・おたより発行（園だより・クラスだより・

保健だより・人権保育だより・交通安全だより など) 個人懇談・
保育参加日及び給食試食会・保護者学習会・クラス会・ふれあいデー

⑧ 園児の健康・保健・安全

身体測定・ふれあいデー（ノーテレビ・早寝早起き朝ごはん・
絵本の読み聞かせ など) (月1回)
各検診（内科・歯科・尿検査) (年1～2回)
避難訓練（火災・地震・風水害・不審者侵入・園外保育時) (月1回)
交通安全教室 (年4回)

⑨ 地域社会との交流

高齢者（町内福祉施設、デイサービス利用者、地域高齢者）・更生保護女性
会・地域ボランティア・他園児・小学生・中学生・高校生・大学生（ボラン
ティア、学習交流を含む)

⑩ 主な園行事

入園式・親子バス遠足・家族参加日・夏祭り（アロハまつり）・運動会・
秋のピクニック・もちつき会・生活発表会・お楽しみ会・卒園式など